

第3回 甲斐市水道審議会資料

令和5年11月24日

甲斐市 公営企業部 上下水道業務課

1 水道料金体系の検討

(1) 現行の料金体系

表-1 現行の水道料金体系

(口径13mm 2か月分 税抜き)

基本料金	従量料金:1m ³ 当たりの単価				
	0~20m ³	21~40m ³	41~80m ³	81~120m ³	121m ³ ~
1,720円	0円	129円	151円	173円	195円

2) 総括原価の算定

これまでの審議会においてご意見をいただき、財政シミュレーションを再度精査し直したところ、料金算定期間(R7~R14)における最低限の資金確保が可能となる総括原価を算定しました。

算定結果によると、最低でも改定率 25%の料金改定が必要であることが分かりました。

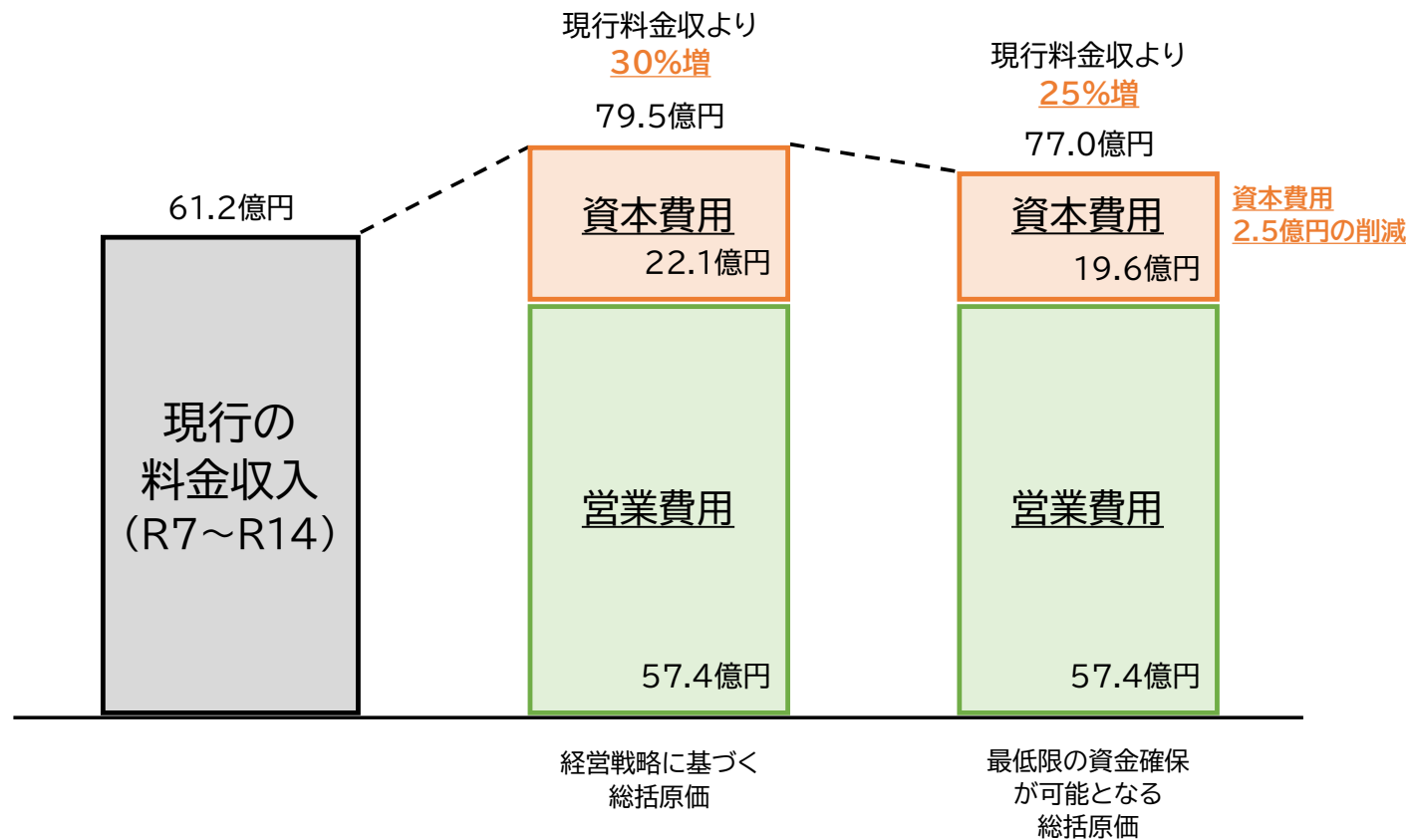


図-1 経営戦略に基づく総括原価と料金算定期間における最低限の資金確保が可能となる総括原価

(3) 水道料金の改定案

改定率 25%、30%の2つの改定案を検討しました。なお、特定の使用者に負担が偏らないようにするため、基本料金・従量料金ともに一律値上げする案とします。

基本料金・従量料金は、現在の料金×改定率として算定し、基本料金は 10 円単位で切り上げ、従量料金は小数点以下を切り捨てとしました。

表-2 水道料金改定案の料金体系

現行 (口径13mm 2か月分 税抜き)

基本料金	従量料金:1㎡当たりの単価				
	0~20㎡	21~40㎡	41~80㎡	81~120㎡	121㎡~
1,720円	0円	129円	151円	173円	195円

改定案(25%) (口径13mm 2か月分 税抜き)

基本料金	従量料金:1㎡当たりの単価				
	0~20㎡	21~40㎡	41~80㎡	81~120㎡	121㎡~
2,150円 (430)	0円	161円 (32)	188円 (37)	216円 (43)	243円 (48)

改定率	25%
-----	-----

改定案(30%) (口径13mm 2か月分 税抜き)

基本料金	従量料金:1㎡当たりの単価				
	0~20㎡	21~40㎡	41~80㎡	81~120㎡	121㎡~
2,240円 (520)	0円	167円 (38)	196円 (45)	224円 (51)	253円 (58)

改定率	30%
-----	-----

()内は現行に対しての増加分

2 財政収支の見通し

(1) 令和7年度に改定率25%の料金改定を行った場合の財政収支

① 収益的収支

料金改定率を25%とした場合、令和14年度まで収益的収入が支出を上回っているため、収益的収支は安定します。

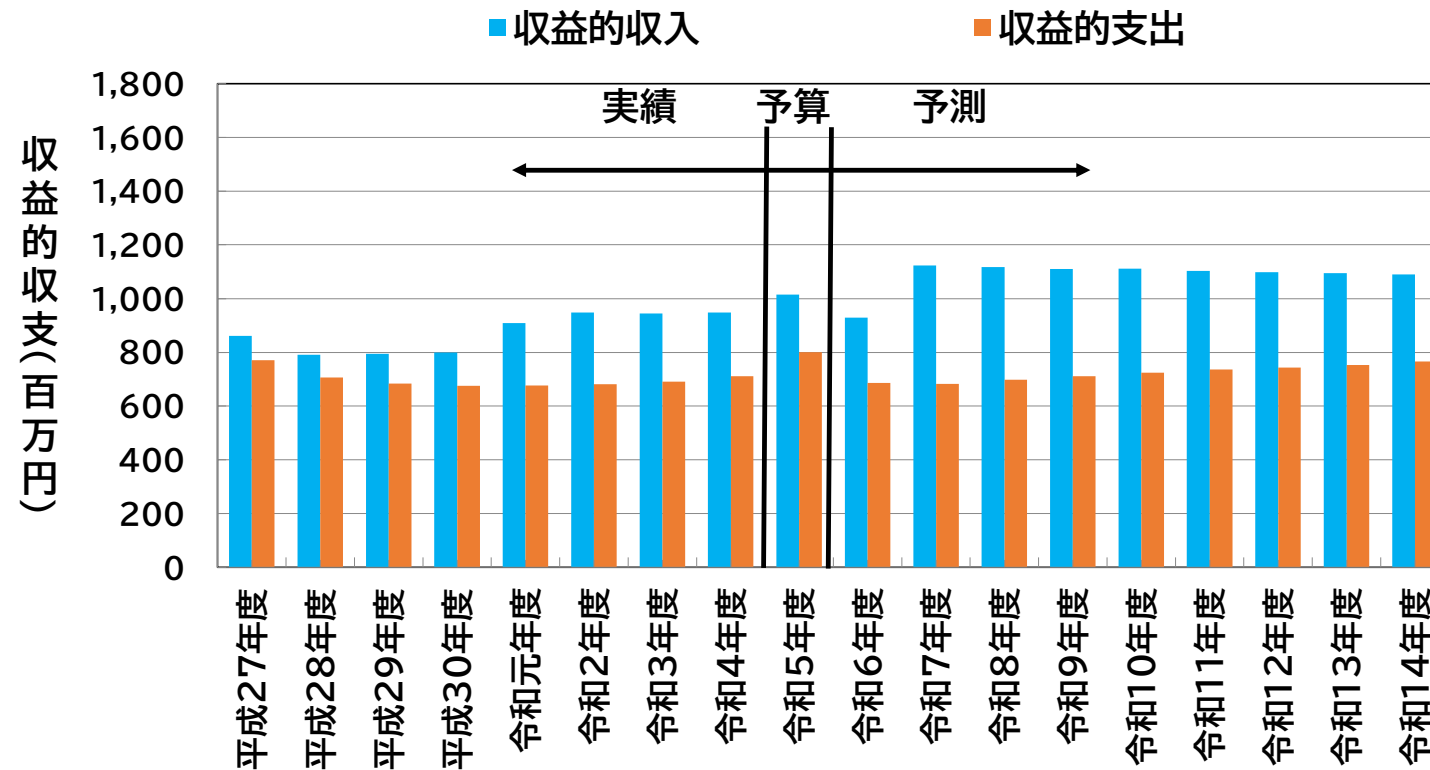


図-2 収益的収支(改定率25%)

② 資本的収支と資金残高

料金改定率を 25%とした場合、令和 14 年度まで資金ショートは発生しません。

しかし、資金残高は令和 14 年度でほとんど無くなってしまいう見込みであるため、経営改善等の支出抑制や資金確保策を講じる必要があります。

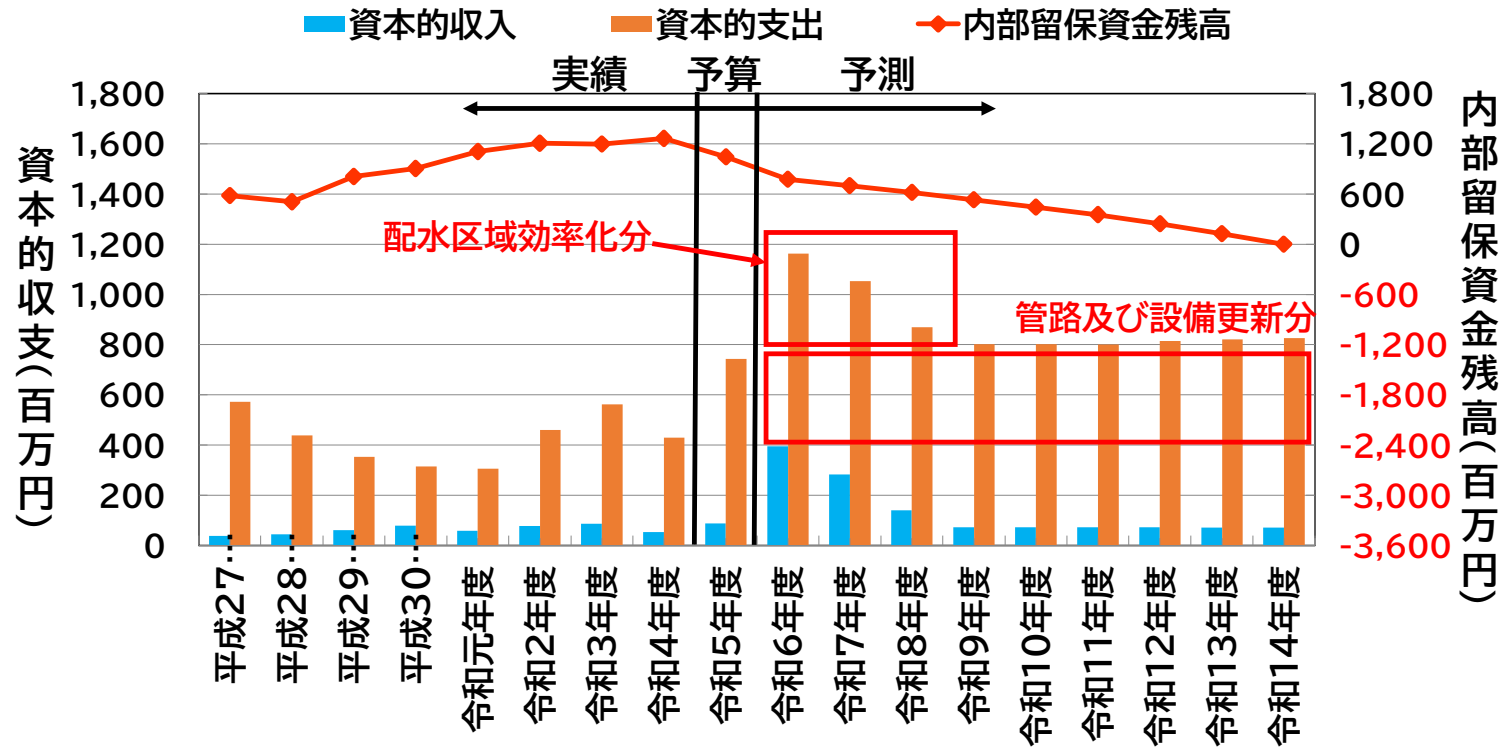


図-3 資本的収支と資金残高(改定率 25%)

※「資金残高」とは、水道事業の収入から支出を差し引いた後に残るお金の総額です。水道事業の健全性や成長の指標の一つであり、十分な内部留保がある企業は、将来の投資やリスクに対処する柔軟性を持つことができます。

(2) **令和7年度に改定率30%**の料金改定を行った場合の財政収支

① 収益的収支

料金改定率を30%とした場合、令和14年度まで収益的収入が支出を上回っているため、収益的収支は安定します。

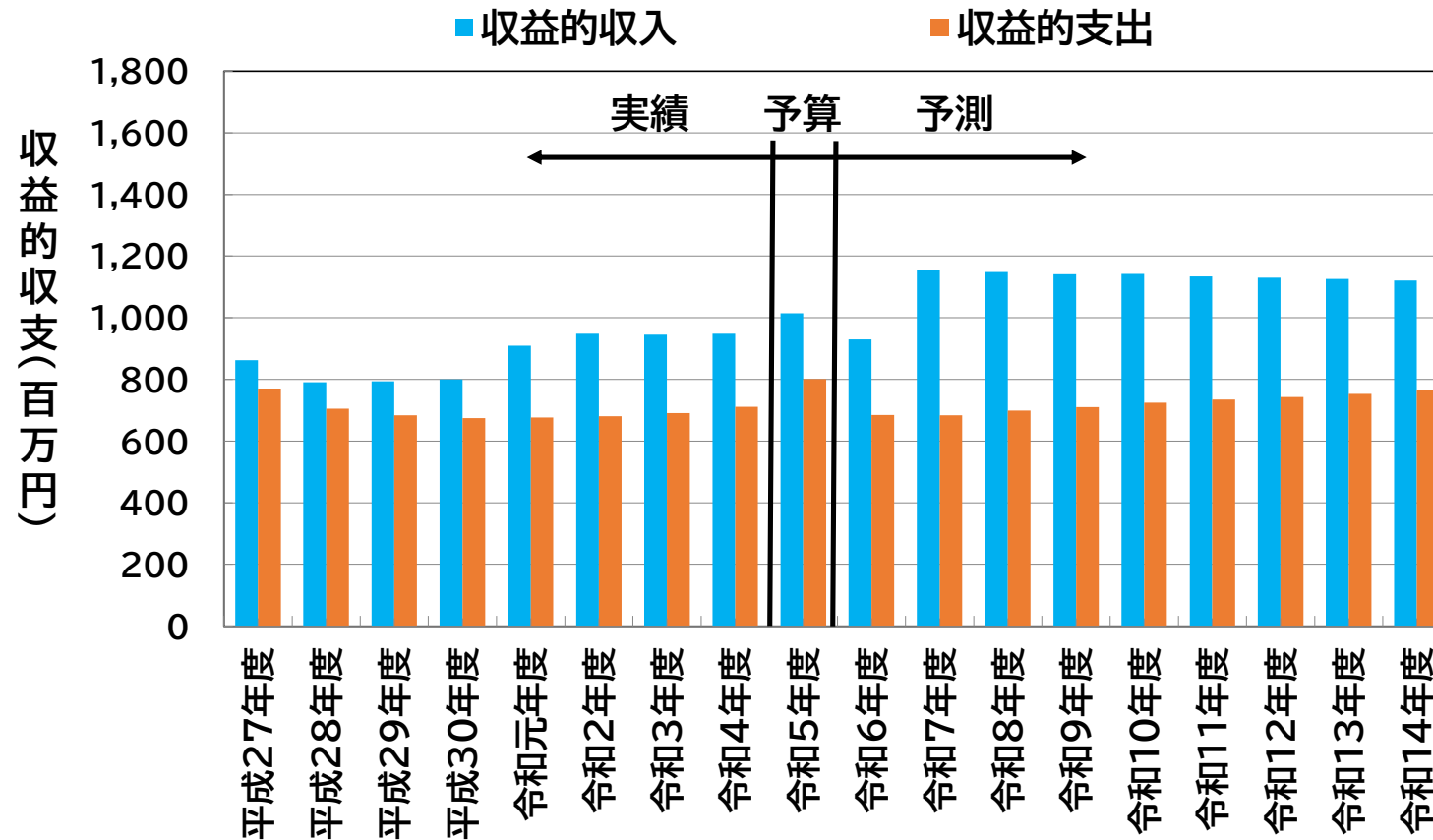


図-4 収益的収支(改定率30%)

② 資本的収支と資金残高

料金改定率を30%とした場合、令和14年度まで資金ショートは発生しません。

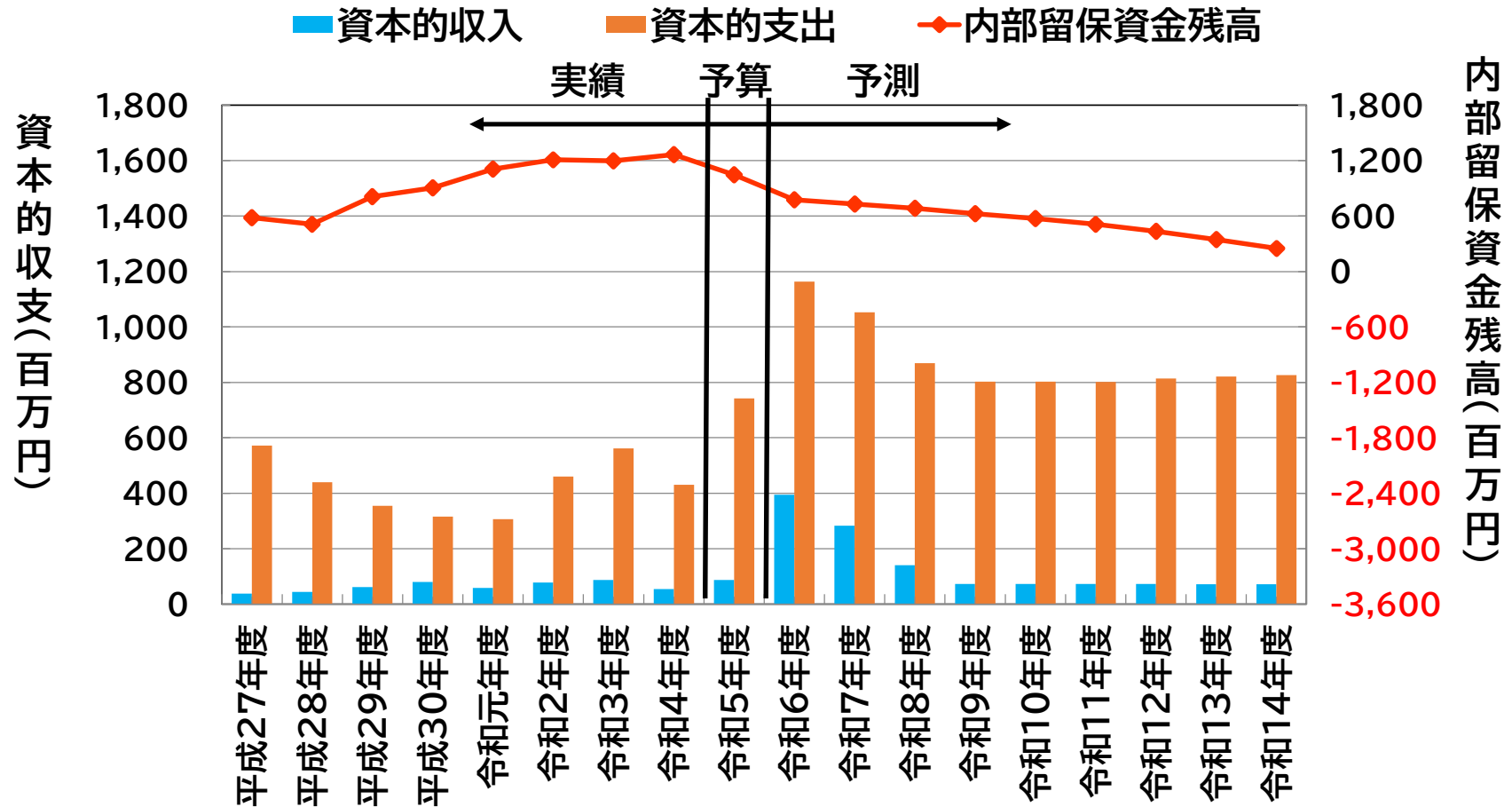


図-5 資本的収支と資金残高(改定率 25%)

料金改定しない場合

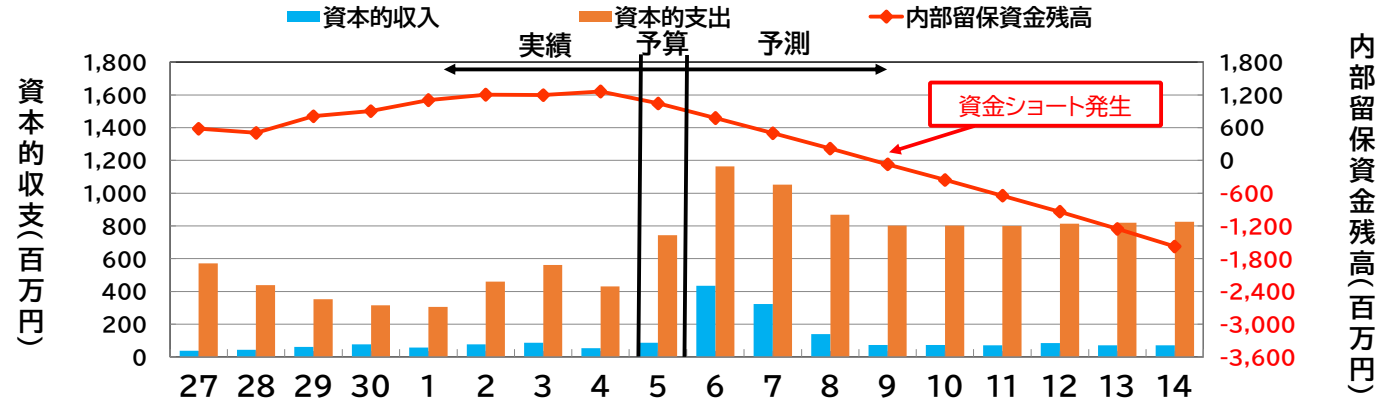


図-6 資本的収支と資金残高(料金会改定なし)

改定率 25%の場合

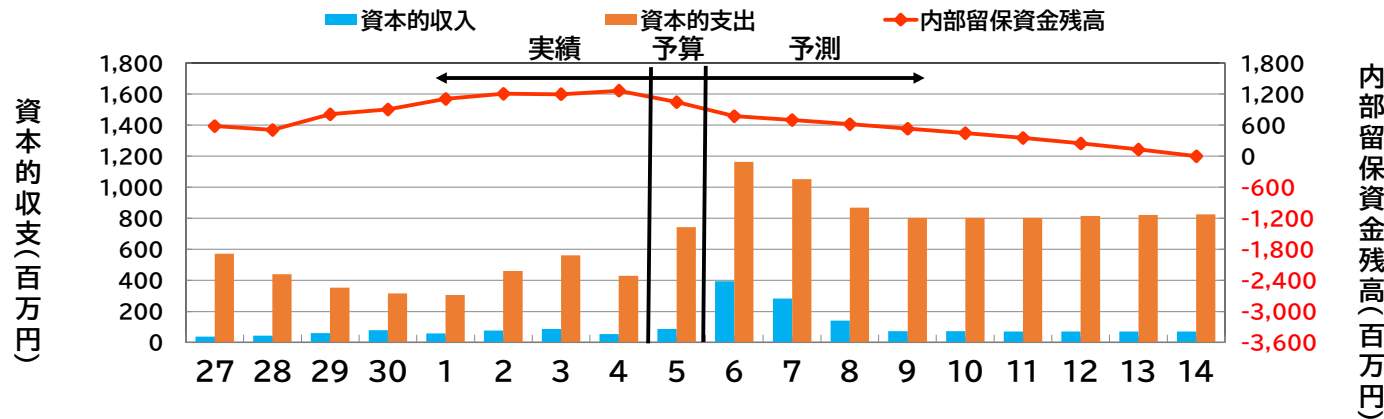


図-7 資本的収支と資金残高(改定率 25%)

3 水道料金比較

(1) 料金改定した場合の水道料金の増加目安(2か月)

改定率 25%の水道料金は、一般住宅で 1,500 円～1,900 円程度、店舗や工場で 9,000 円～28,000 円程度高くなります。
 改定率 30%の水道料金は、一般住宅で 1,800 円～2,200 円程度、店舗や工場で 10,000 円～33,000 円程度高くなります。

表-3 水道料金増加目安(税抜き、改定率 25%、30%)

単位:円

使用水量	現行	改定率25%	改定率30%
一般住宅(3人) (月に25m ³ 使用、13mm)	5,930	7,370 (1,440)	7,660 (1,730)
一般住宅(4人) (月に30m ³ 使用、13mm)	7,440	9,250 (1,810)	9,620 (2,180)
店舗等 (月に100m ³ 使用、40mm)	33,360	41,470 (8,110)	43,120 (9,760)
工場等 (月に300m ³ 使用、75mm)	114,060	141,370 (27,310)	147,020 (32,960)

()内は現行に対しての増加分

(2) 料金改定後の近隣事業者との料金比較

1か月 10 m³使用時については、改定率 30% の場合、近隣の事業者と比較し同程度になります。

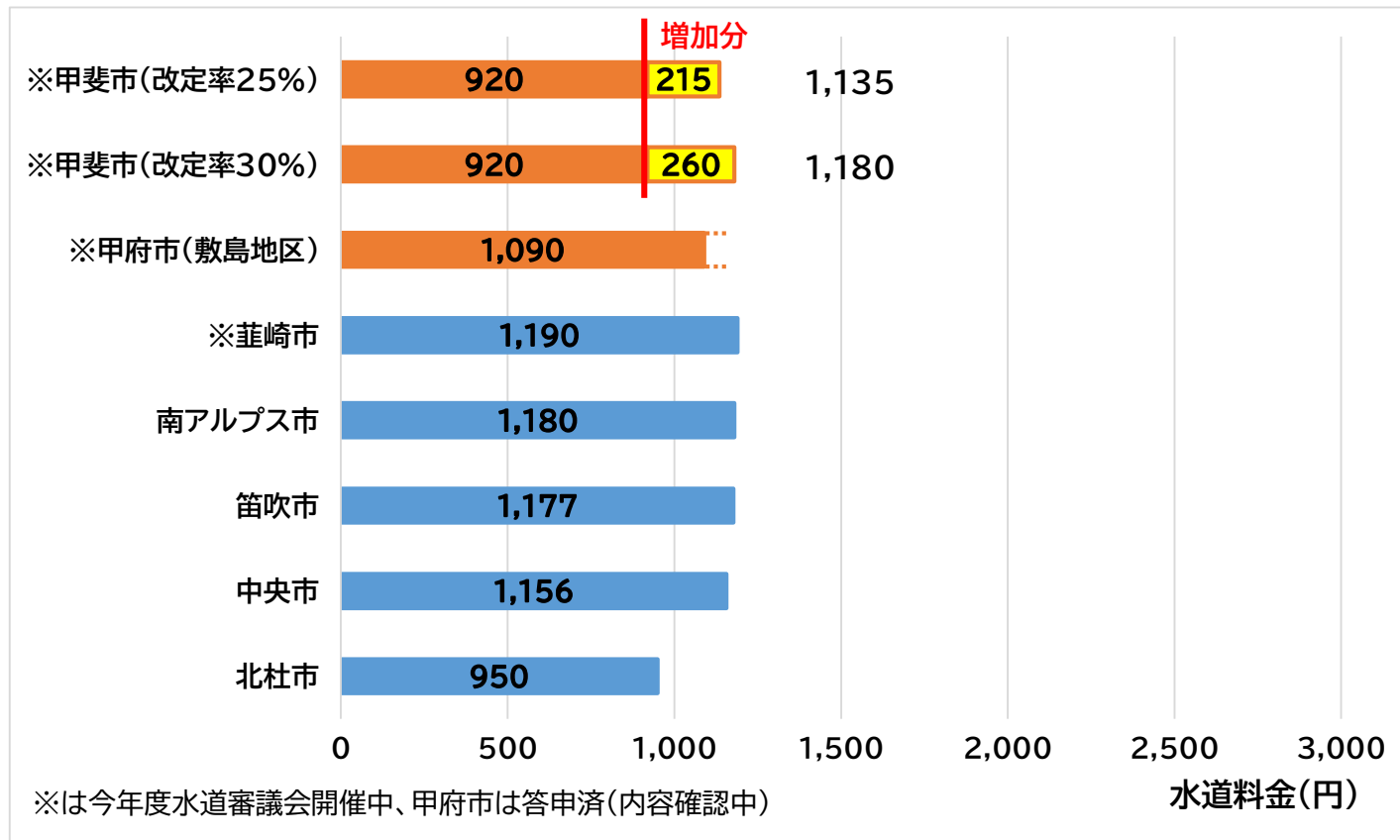


図-8 水道料金比較図(1か月、10 m³使用時、口径 13mm、税抜き)

1か月 20 m³使用時では、改定率 25%で近隣の事業者と比較すると一番高額となり、改定率 30%ではさらに高額となります。

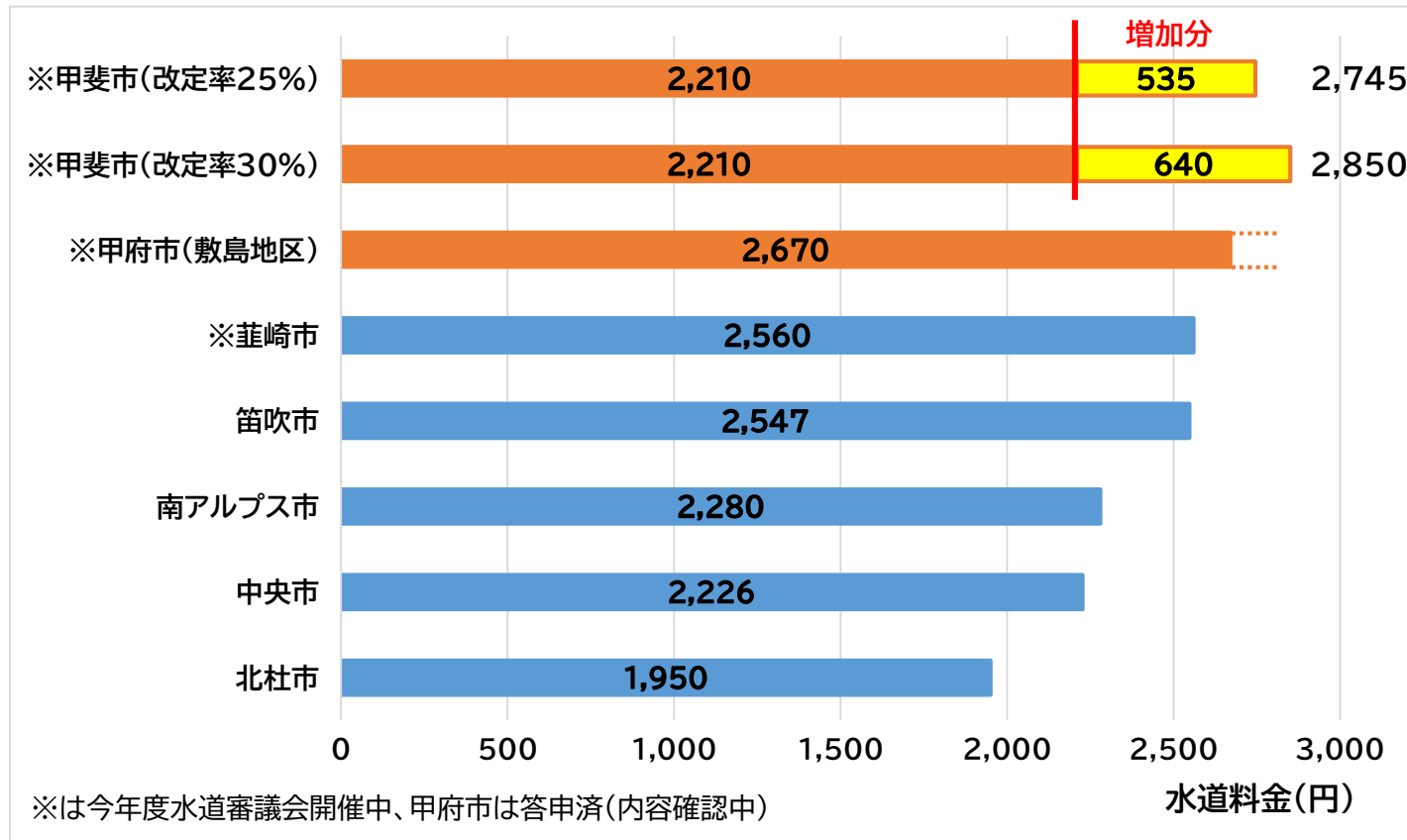


図-9 水道料金比較図(1か月、20 m³使用時、口径 13mm、税抜き)

4 改定案の決定

・改定率 25%の場合

財政シミュレーションの結果から令和 14 年度まで資金ショートは発生しませんが、令和 14 年度で資金残高がほとんど無くなってしまいうため、料金算定の期間内に経営改善等による対策が必要であると考えられます。

・改定率 30%の場合

財政シミュレーションの結果から令和 14 年度まで資金ショートは発生しません。



改定率 30%で料金改定を行うことが理想ですが、経営改善等の企業努力により、改定率を 25%とすることが適切であると判断します。

改定時期については、令和 7 年度を予定しております。